

長期利付国債・中期利付国債 商品概要

(令和4年4月1日現在)

商品名	長期利付国債	中期利付国債
購入対象	法人および個人の方	
発行時期	原則として毎月発行 ※現在はお取り扱いしていません	毎月発行 ※現在はお取り扱いしていません
期間	10年	2年・5年
購入金額	額面5万円以上5万円単位	
償還方法	元金を償還期日に一括して支払い（償還期日が銀行休業日の場合、翌営業日に支払い）	
利払日	年2回	
適用利率	ご購入時に適用した利率が償還日まで適用されます。（固定金利）	
中途換金時のお取り扱い	時価で売却可能（ただし、国債の価格は毎日変動していますので、換金お申出日の実勢価格によっては、ご購入時の価格を下回ることもあります）	
税金	<p>利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。ただし、確定申告不要制度を選択できます。</p> <p>平成25年1月1日から受け取る利子は20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）が源泉徴収されます。</p> <p>国債の利子、譲渡益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。</p>	
非課税制度	障害者等のマル優・マル特利用可	

※ 当行での国債のお取引は満18歳以上のお客さまに限らせていただきます。

国債のリスク、手数料・費用等

- 国債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただく国債は投資者保護基金の対象ではありません。
- 国債（個人向け国債を除く）の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- 個人向け国債の手数料など諸費用について
 - ・ 国債を募集・売出し等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
 - ・ 個人向け国債を中途換金する際は、原則として（※）下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 （※）発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。
- 中途換金時のお取り扱いについて、当行では、償還日または利子支払日の5営業日前および4営業日前（償還日または利子支払日の2営業日前および前営業日の2日間を受渡日とするお取引）は受付できませんので、ご注意ください。また、中途換金の代金は申込日から起算して4営業日目に指定口座に入金いたします。
- 国債のご購入の際は、当行担当者より「契約締結前交付書面」を交付し、商品内容・リスク・費用等についてご説明させていただきます。内容をご理解のうえ、ご自身でご判断ください。
- 契約締結前交付書面は、当行の本・支店などの国債販売窓口にてご用意しております。